

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	
税 目	登録免許税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 40 条の 4） 印紙税（同法第 52 条）	
要 望 の 内 容	<p>（1）要望の措置内容</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）が中小機構法第 15 条第 1 項第 13 号に基づき行う業務のうち、施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務の用に供する建物の所有権の取得登記に係る登録免許税、及び不動産の譲渡又は建設工事の請負の契約書に係る印紙税を非課税とする。</p> <p>（2）要望の措置の適用期間</p> <p>登録免許税の非課税措置の期限を平成 24 年度末から平成 25 年度末に 1 年間延長する。 印紙税の非課税措置の期限を平成 25 年度末から平成 26 年度末に 1 年間延長する。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲35 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>（1）政策目的</p> <p>東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて被災中小企業者に無償で貸し出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これにより、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>中小機構が行う仮施設整備事業については、東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業が早期に事業を再開し復興を進めるため、平成 23 年度補正予算等により実施しているところ。これまでに多くの被災市町村からの要望が寄せられており、本格的な復興に向けて本事業を継続する必要がある。</p> <p>一方で、原子力災害により避難区域外に移転した被災事業者が避難区域等の見直しにより地元に戻る動きがあるものの、当該地域においては、震災直後の状況と変わっていないことから、当該地域で新たに事業再開するための支援が必要となっている。</p> <p>さらに、津波被害にみまわれた地域においてもガレキ撤去や土地の嵩上げなどの進捗が見込まれず、本格復興段階に移ることができない特殊事情のある地域も多く残されており、仮施設整備事業のニーズは高い状況である。</p> <p>このような状況であることから、当該事業に係る登録免許税及び印紙税の特例措置について延長し、復興事業を円滑に推進できるようにする必要がある。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで、過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	1年間
		同上の期間中の達成目標	約60箇所の事業再開を支援し、被災事業者の事業再開が行えるようにすること。
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	約60箇所について適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上記記載の約60箇所分について、課税の特例措置を講じることにより、被災事業者支援を円滑に実施することが可能となり、被災自治体の産業の復旧・復興が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	当該事業に係る地方税（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）について非課税措置を講じる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	本事業の予算措置額は324億円（23年度補正予算、24年度復興枠）。 平成25年度においては、60箇所分を整備するため、30億円を予算要求している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、仮設施設の建設に係る費用、人件費及び管理諸費等の経費について計上しており、建物の取得等に係る税額相当分は含まれていない。
要望の措置の妥当性		東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業が早期に事業を再開し復興を進めるために不可欠な事業であり、引き続き現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>印紙税</p> <p>平成23年度 約3百万円（推計）</p> <p>平成24年度 約7百万円（推計）</p> <p>平成25年度 約1百万円（推計）</p> <p>登録免許税</p> <p>平成23年度 約12百万円（推計）</p> <p>平成24年度 約29百万円（推計）</p> <p>平成25年度 約4百万円（推計）</p> <p>※経済産業省試算</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業が早期に事業を再開することが可能となり、震災からの早期の復興に寄与している。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度創設	